

## 令和元年度 第1回 長野県契約審議会議事録

日 時 令和元年6月6日(木)  
13時30分～15時40分  
場 所 長野合同庁舎本館5階501～503会議室

### 1 開 会

#### ○井上企画幹

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和元年度第1回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます、会計局契約・検査課企画幹の井上和幸でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして、進行してまいります。本日は11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により、過半数の定足を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。なお、この会議の終了時刻につきましては、16時ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意をいただくようお願いいたします。

それでは始めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の塩谷よりごあいさつ申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○塩谷会計管理者兼会計局長

皆様、お疲れさまでございます。会計管理者兼会計局長の塩谷幸隆でございます。

本日は、碓井会長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度最初の契約審議会ということでございます。昨年を振り返ってみますと、昨年度は審議会を4回開催、審議事項8項目、報告事項23項目につきまして、ご審議をいただいたところでございます。その審議の結果を踏まえまして、県では、「長野県の契約に関する条例」に基づく「長野県の契約に関する取組方針」に示された取組を進めておりまして、現在、全部で91項目ある中で、88項目について取り組んでいる進捗状況でございます。今年度も引き続き審議会のご審議をいただきながら、この条例の基本理念の実現に向けて取組を進めてまいり所存でございます。

契約審議会の今年度の審議予定につきましては、本日の報告事項の最後でもご説明させていただきますけれども、さまざまな項目について1年間ご審議をお願いする予定としております。私ども、的確で簡潔な説明に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

さて、本日の契約審議会は、審議事項といたしまして4項目、報告事項といたしまして2項目を予定しております。限られた時間ではございますけれども、委員の皆様のご専門的な知識やご経験を基に、忌憚のないご意見を頂きますことをお願い申し上げまして、あいさつといたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○井上企画幹

続きまして、事務局に人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

○市岡契約・検査課長

この4月1日付で、契約・検査課長になりました市岡恵利子でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○青木技術管理室長

同じく4月1日付で、技術管理室長を命ぜられました青木謙通でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○井上企画幹

それでは、会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

皆様、こんにちは。それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

次第「3 会議事項」でございますが、その(1)ア「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、1ページの資料1、A3の資料になりますが、お願いいいたします。

こちらは、前回、平成30年度第4回契約審議会の主な意見を要約、また類似のご意見につきましては、まとめるなどして整理させていただいたものでございます。内容は記載のとおりでございますが、表の右側にあります事務局の対応案等のうち、前回審議会での事

務局からの説明に補足等を加えた部分はありません。  
簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

これは前回の主なご意見をまとめたものでございますので、主として確認という趣旨で  
ございますが、何かご発言がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、これはこのとおり、適当ということにさせていただきたい  
と思います。

## イ 建設工事における失格基準の見直し

○碓井会長

それでは続きまして、イ「建設工事における失格基準の見直し」を取り上げたいと思  
います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

2 ページ目、資料 2 「建設工事における失格基準の見直し」について、説明させてい  
たきます。

まず、「1 現状と課題」です。県では、入札価格が当該契約の内容に適合した履行がな  
されないおそれがあると認められる場合の判断基準である「失格基準」を設定し、この基  
準を下回った者の入札は、無効としているところでございます。

失格基準につきまして、よく分からない部分がございますので、補足して説明させてい  
たきます。このようなダンピング対策の手法は、地方自治法施行令では 2 種類の制度が  
決められています。一つは低入札価格調査制度、もう一つは最低制限価格制度でござい  
ます。

県では、建設工事や工事に係る委託業務では低入札価格調査制度を採用しておりまして、  
最低制限価格制度というものは用いてございません。そのうち、低入札価格調査制度につ  
きましては、その応札額で適合した履行がなされないかどうかという調査を行いまし  
て、調査の結果、適合した履行がなされないと判断した場合は、その札を無効とする  
制度でござい

ます。  
県の場合は、案件数が非常に多いことと、低入札にかかる時間や職員数が非常に少  
ないということから、失格基準価格として、これは数値的判断基準でござい  
ますが、調査を省略して確認するということをやっているところでござい  
ます。

もう一度資料に戻って、「1 現状と課題」の (2) でございます。平成 31 年 3 月 29 日付  
で、総務省自治行政局長と国土交通省土地・建設産業局長の連名で、各都道府県知事あ  
てに、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モ  
デル（いわゆる中央公契連モデルというもの）における調査基準価格の設定範囲の上  
限を 10 分の 9 から 10 分の 9.2 に引き上げる等の見直しを行ったので、各地方公共  
団体も算定式

の改定等により適切に見直すよう要請します」という通知があったところでございます。

「2 見直し内容」でございませう。今回の中央公契連モデルの見直し内容との整合を図るとともに、建設産業を取り巻く環境等を踏まえ、失格基準の見直しを行うものでございませう。見直しの内容につきましては、現行の失格基準は、予定価格が100万以上からWTO未満、WTO未満というのは現行では22億9,000万円となります。

その場合の失格基準は、現行87.5%~92.5%の変動制となっておりますが、これを予定価格の89.5%~94.5%に見直すというものです。変動制というのは、県の失格基準は、入札公告時に発注者が決めるのではなく、応札額の平均値としていることから、変動制としているところでございませう。

そのうち上限値につきましては、中央公契連モデルの計算式に「労働賃金の適正な水準の確保」という観点と、「企業の適正な利潤の確保」の要素を加味した、従前からの計算式を一部改正いたしまして、その計算式から算出される失格基準と、県が発注する工事の規模を勘案して設定しております。また、下限値につきましては、現行と同様に上限値から5%低く設定しております。詳細については、後ほど次ページで説明させていただきます。

3の見直しによる効果でございませう。1点目が品質低下の防止、2点目が企業の適正な利潤の確保による適正な労働賃金の支払い、担い手の確保や育成に結び付くものと考えております。

続きまして、次の3ページをお願いします。失格基準の上下限値の設定方法について説明させていただきます。

まず、上限値についてでございませう。左側の図の計算式が従前、平成27年度に見直しを行ったときの計算式でございませう。今回の見直しでは、右側の計算式の中にある、アンダーラインが引いてある「現場管理費」の係数を、中央公契連モデルの係数を同一とすることとし、現行80%であったものを90%に見直しを行いました。

この計算式に標準的な設計額、ここで標準的な設計額というのは、県の発注工事では、予定価格が2億円以下の案件が全体の98%を占めることから、2億円以下のさまざまな価格帯の工事積算を行い、計算式で導き出される失格基準を算定した結果、予定価格の94.5%に収まるということから、上限値は94.5%にしております。

なお、予定価格となる請負工事等の構成は、下段の「参考」に示したとおりでございまして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計に、消費税相当額を足したものが、請負工事費、つまり予定価格になります。直接工事費等の各費目の内容につきましては、費目の下段に記載してありますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、下限値につきましては、直接工事費、現場管理費の係数を、最新の中央公契連モデルの係数と同一にすることとし、それぞれ95%から97%、80%から90%に見直しを行い、上限値と同様に、標準的な設計額をあてはめて算定し、設定したものでございませう。

なお、県では平成27年に失格基準の見直しを行いました。が、中央公契連では、平成28年度、29年度に計算式の係数の見直しを行っております。ただし、予定価格の設定範囲や上限値の90%には変更がなかったため、県の失格基準についても設定範囲や係数は変更してきませんでした。今回、中央公契連では、計算式は変えずに、設定範囲のみを見直したことになっておりますが、今回の県の見直しにあたりましては、中央公契連モデルの最新

の計算式の係数に見直しを行っているものでございます。

次の4ページ、A3の資料をお願いします。今回、失格基準の見直しにあたって加味した、建設産業を取り巻く環境等についてです。

まず、資料左側の建設産業の役割ですが、地域のインフラ整備や維持管理の担い手であると同時に、地域経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心を担う地域の守り手の役割を担っていただいております。しかし、建設産業を取り巻く環境としては、建設投資の減少と受注高の減少等により企業の利益等が悪化し、若手入職者の減少と高齢化により、現場施工能力が低下している状況となっております。また、インフラの地域維持や除雪、災害対応等により地域を支える建設企業が疲労し、人材確保、技術の継承に大きな懸念を抱えている状況となっております。

その下の「年齢別就業者数の動向」のグラフをご覧ください。平成7年、平成17年、平成27年の国勢調査から、長野県の建設業の就業者数をまとめたものでございます。平成27年では、20年前と比較すると、就業者数は約5万人減っておりまして、丸のついた実線が平成27年のグラフ、4年前のデータですが、現在も若手入職者が少ないため、就業者数は減少傾向にございまして、人材の確保が課題となっている状況です。

次に、その右側の「売上高営業利益率の推移」をご覧ください。全国の全産業、全国の建設業、長野県の建設業と、その3割を占める売上高が1億円未満の長野県の建設企業の、平成17年から平成29年度までの営業利益率の推移をまとめたものでございます。売上高営業利益率というのは、売上高に対してどれだけの営業利益を上げたかを表したものでございまして、長野県の建設業の営業利益率は、全国の全産業、建設業に比べて低い状況にあります。特に売上高1億円未満の企業は、ほぼマイナスで推移している状況となっております。

また、長野県の建設業の営業利益率は、近年は徐々に上昇しておりますが、変動幅が大きくなってございます。徐々に上昇しているのは、公共事業費や、これまでの失格基準の改定が関係しているものと考えております。また、変動が大きい平成21年は、政権が代わったころ、ちょうどこのころリーマンショックがあったことによるものと考えてございまして、平成26年度の上昇は、平成25年度に大型の補正があったことが要因であると考えております。

その上の表は、建設工事の落札率の推移を、平成17年から29年度までをまとめたものでございます。丸のついた折れ線グラフが長野県の落札率を示したものでございまして、失格基準の引き上げにより、近年ようやく、全国や国土交通省の平均落札率と同程度に推移するようになりました。今後、他県でも、調査基準の見直しを行うため、国及び全国の平均落札率は上昇していくものと考えております。

なお、このグラフにはありませんが、国土交通省のうち、長野県を管轄する関東地方整備局の平成29年度の落札率は93.1%、中部地方整備局が93.6%、北陸地方整備局が93.4%となっており、長野県の落札率より高い状況となっております。

左側の施策方針に戻りますが、今回失格基準の見直しによりまして、ダンピング対策の強化を図ることにより、品質低下を防ぐとともに、企業の適正な利潤の確保と適正な労働賃金の支払い、担い手の確保育成を支援する。それと同時に、ICT活用工事や週休2日の取組を加速化させ、生産性の向上と働き方改革を、業界とともに推進してまいりたいと考

えております。

続きまして、次の5ページ目をお願いいたします。もう一点、失格基準の算定については分かりにくい部分があるかと思しますので、失格基準の算定のフローについて、説明させていただきます。こちらは、事前送付した資料から追加した資料となります。先ほど説明しましたとおり、県の失格基準価格は、国や他の自治体とは異なりまして、工事の案件ごとに発注者が定めるのではなく、応札者の応札額によって決めることとしております。この予定価格というのは、積算基準から算出した標準的なものでございまして、応札者の応札額というものが、市場性を踏まえた実勢価格に一番近いものであると捉えるということと、案件ごとに基準価格を設定した場合は、外部に漏れないようにする必要があり、県では、官製談合を含め、談合のしにくい入札制度を目指して制度設計を行っており、失格基準は、入札、開札をしてみないと、発注者側も分からないような仕組みとしているところでございます。

フローの説明ですが、まず、1回目の異常値の排除として、応札額が予定価格を超える応札者と予定価格の85%未満となる応札者を排除します。次に、2回目の異常値の排除として、残った応札者の平均値を取り、平均値から遠い、一定の範囲外の応札者を排除します。この計算には、「平均値±標準偏差×1.5」という式を使っております。

異常値を排除した上で、中段のひし形の部分ですが、ここからは現行の数値を見え消しとしまして、見直し後の数値を記載しております。予定価格の89.5%以上の応札者が5者以上いれば、ひし形のYesで下に進みまして、失格基準価格は応札額の平均値となります。この平均値の値が予定価格の94.5%を超える場合は、一番右側の最下段に進みまして、失格基準は予定価格の94.5%となります。これが、失格基準が予定価格の87.5%から94.5%の間で変動するという仕組みでございます。

なお、フローの中段のひし形に戻りますが、ここで5者未満の場合は、左側のNoへ進みまして、この場合の失格基準は下限値の89.5%としております。これは、対象者数が少ない場合は、平均値では市場性は判断できない、市場性が反映できないという考えに基づいたものでございます。

申し訳ございません、戻っていただきまして、資料2ページ目をお願いいたします。最後になりますが、「4 実施時期」につきましては、令和元年度8月の公告案件から適用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### ○小澤委員

質問ですが、4ページの業界の環境という中で、県内の1億円未満の事業者の売上高利益率がマイナスになっているということで、この背景などを分析しておりましたら、教えていただけますか。それから同様に、他県の1億円未満の業者と比べるとどうなのか、そのあたりがお分かりでしたら、教えていただければと思います。

○碓井会長

では、事務局。

○事務局

営業利益率がマイナスで1億円未満で推移しているというのは、おそらく同じ企業がずっとマイナスになっている場合は倒産してしまうので、そういうことではないと思いますが、やはり会社の規模が小さい、従業員数が少ないという会社は、県や市町村発注の比較的小規模工事を短期間で請け負っていると思いますので、会社運営的には非常に厳しい、自転車操業的な営業を繰り返しているのかというふうに考えております。

また、建設工事というのは天候に左右されるものでございまして、天気が悪い日が多くて工期が延びてしまうと、やはり営業利益率も落ちてしまうということになりますが、なぜこの1億円未満が低いのかというところまで、具体的に正確な理由は把握していない状況でございます。

また、全国で1億円未満の企業がどうなっているかということですが、たぶん低いことは低いのですが、長野県ほど低くない状況です。以上でございます。

○小澤委員

全国も低いですが、長野県ほど低くないということで、長野県が低い理由は何かお分かりですか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

具体的な理由は分かりませんが、工事の受注高によって左右される部分でございますので、長野県の場合、一般競争入札をやっております、1つの工事に対して応札者が非常に多い、受注したくてもなかなか受注できないという状況が続いていますので、そういう面で長野県は厳しいかという気はしております。

○碓井会長

では、吉野委員。

○吉野委員

今のお話にも関連すると思いますが、4ページの売上高営業利益率については、長野県は、1億円未満もそうですが、それ以外についても全国と比べて低い状況です。先ほど、受注高の問題もあるとおっしゃったけれども、藏谷委員、これはどういう理由によるものか、もしお分かりになれば、感覚で結構でございますのでよろしく願いいたします。

○碓井会長

藏谷委員、もしお話できたら。

#### ○藏谷委員

長野県は、平成12年に当時の知事が就任されてから、平成15年の平均落札率は73.5%で、企業はやればやるほど赤字になってしまうという、その残滓がまだ多少残っているというのが一つではないかと思います。

それからもう一つは、先ほど小澤委員から出た1億円未満の話ですが、やはり人数が少ない企業、D級・E級は短期間の工事しか取れませんので、その工事が終わって次の工事がすぐ受注できればいいのですが、その間のタイムラグがあると、技術社員を含めて遊んでしまうわけです。その辺の受注の効率性というか、計画性が、なかなかD級・E級というのは取りにくいというのが大きな理由かと思います。

また戻りますが、長野県のその低い理由というのは、先ほど事務局からお答えがありましたとおり、かなり競争が厳しい、ある意味では過当競争に陥ってしまう、1つの物件で舗装工事ですと、30社、40社が応札しますので、非常に受注確率が悪いです。失格基準がないと、どんどんダンピングに入ってしまうということで、少しずつ県も対応していただいて、現在の失格基準が少しずつ上がってきて、全国に近づいているという状況だと思います。今回の改定をこの審議会で承認いただくと、どこまで改善するか分かりませんが、かなり全国平均に戻るのではないかと、私は期待をしておるところであります。以上です。

#### ○碓井会長

堀越委員。

#### ○堀越委員

今回の見直しにおきましては、その目的の一つに、労働賃金の適正な水準の確保ということで行われており、中央公契連モデルに基づいての計算になっているようですが、そういう中におきまして、現場管理費の率の見直しが行われているわけです。一般管理費の中にも人件費が含まれているのですが、こういったところはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

#### ○事務局

説明した資料の3ページを見ていただきたいのですが、中央公契連モデルの計算式というものが、私どもが使っている下限値の今回の見直しの計算式となります。直接工事費×97%ですとか、共通仮設費×90%、現場管理費×90%、一般管理費×55%というのが、国のほうで使っている中央公契連モデルの計算式でございます。

それに対しまして、長野県のほうでは独自に上下限値を設定しております。上限値につきましては、その上を見ていただきたいのですが、計算式は、直接工事費×100%としております。直接工事費というのが一番、その中の工事に係る労務費を踏まえた部分でございます。県では、ここはもう企業努力によって削減できるものではないと捉えまして、直接工事費×100%という数字を使っているところでございます。

また、一般管理費は、本支店の従業員の給与となる部分でございますが、こちらも、国



は 55%と低減するのですが、長野県では 75%と高い数字を使っているという状況でございます。こちらは、前回、平成 27 年度に見直しを行ったものでございますが、こちらも、上げたときには企業の適正な利潤の確保を図るためということで、75%ということで、国よりも若干上げている状況でございます。

#### ○堀越委員

現場管理費は、従前 80%から 90%に上げているわけです。その中には現場従業員の給料、法定福利費などが含まれていて、そういった適正な賃金というものが加味されるのかと思ったのですが、中央公契連モデルの一般管理費が 55%だけれども、県は 75%で、見直しをしなくても、そこで十分に確保されているといった意味でしょうか。

#### ○事務局

前回これを 75%に上げたときは、企業へのアンケートで応札額の中身を分析して、75%として県が決めたものでございます。大体一般管理費が 75%あれば、最低でも確保できるという数字で、前回決めているところでございます。

#### ○堀越委員

それが 27 年度ですね。時代が変わってきて、働き方改革でいろいろな問題を解決しなくてはならない状況で、この 75%のままでいいかどうか疑問に思っております。

#### ○事務局

国では 55%という数字を使っております、県ではそれよりも若干上げている、20%も上げているということですので、これ以上上げるのもなかなか説明できない部分がございますので、この部分については今回も見直しはしなくて、同じような値を使っているということでございます。

#### ○碓井会長

堀越委員、よろしゅうございますか。

では、奥原委員。

#### ○奥原委員

資料 2 でご説明いただいた件ですが、この審議会は、県が発注する工事や業務委託等について審議している場ではありますが、本来県が管理運営すべき県の建物や業務の関係について、別の団体に移管しているものがあると思われま。別の団体に移管されている入札案件についても、県の発注案件と同様の制度を設定していただいて、実施していただくように指導していただければと思います。

小規模の企業については、営業が非常に自転車操業でというお話が事務局からもありましたが、各団体発注の建設工事案件中には、入札の予定価格の額面の制限なく、入札価格金額が最低価格の入札者が落札して契約するというケースが数多くあります。

一例を申し上げますと、例えば県営住宅の設備の保守点検業務の案件です。入札予定価

格が1,000万円を超える案件でも、140万円台で落札決定して契約されて、この場合の落札率は12.6%ということになるわけです。また別の案件では、入札予定価格の200万円を超える入札価格の案件を50万円程度、落札率25%程度で契約しているものもあります。保守点検ばかりでなくて、建設工事においても落札率が50%以下で落札・契約されている案件があります。

これらの状況について別の捉え方をしますと、県のような制度を設けずに最低価格で落札・契約するために、別の団体に業務を移管しているのではないかという捉え方もできないかと思えますので、県や国の制度が、県の持ち物についても県発注工事と同様に速やかに実施されることを切望します。よろしく願いいたします。

#### ○碓井会長

今の奥原委員のご指摘は重要なことだと思いますが、確か今、県営住宅というお話でした。本来県営住宅というのは、県自体がその管理をするはずだけれども、その管理をどこかの団体が一括してやることになっていて、そこがさらに外部に発注していると、そういう仕組みという意味ですね。

#### ○奥原委員

そこが発注者になっているということです。

#### ○碓井会長

ワンクッションが入っているということですね。

これは、県の方がこういう仕組みをよくご存じでしょうから、どなたか。

#### ○事務局

今回、国から通知が来まして、市町村に対しても周知しなさいということがありましたので、県から通知文を市町村に送付しております。市町村に対しては、長野県発注者協議会という各市町村を集めた県と協議する場で、県でこういう失格基準をつくったので、ダンピング対策をしていない自治体もあるのですが、早急に同じような仕組みをつくったほうがいいというご説明はさせていただいております。

また、団体につきましては、こちらは品確法などで、担い手確保・育成とか、そういう取組のためや、入契法でダンピング対策をしなさいというのが決まっていますので、団体を所管する県の部署からその団体に、ダンピング対策を適切に行うように伝えていただかないかと思えます。

#### ○碓井会長

これは、大局的な見地から、会計管理者にご意見を伺ったほうがいいですね。

#### ○事務局

仕組みの話は、今、技術管理室から説明したとおりです。ただ、お話しいただいた団体も、県の関与の度合いの強い団体であると承知していますので、この審議会でこういうお

話があったということも含めまして、その団体を所管している課に、状況をお話ししていくという対応をさせていただきたいと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

では、湯本委員。

○湯本委員

先ほどの堀越委員と関連するのですが、適正な労働賃金の支払いという観点の中で、特に4ページの左の下を見ますと、20代から40代の働き盛りの方が非常に激減しているという状況がありますので、今後、適正な賃金がしっかり払われているということについては、しっかり検証してもらいたいということを要望したいと思います。以上です。

○碓井会長

では、野本委員。

○野本委員

質問です。5ページのフローチャートですが、フローチャートは、真ん中のひし形のところで、①②で異常値の排除を2段階通ってきて、さらに5者以上いるかいないかというところで、5者以上いるような市場性を反映できる基準に持っていかれるのは、件数か金額でどのぐらいありますか。

○碓井会長

事務局、お分かりになりますか。

○事務局

詳細な数字は把握していませんが、感覚的には、5者以下となるのは数パーセントで、まず少ないと思います。

○碓井会長

よろしいでしょうか。

では、大窪委員。

○大窪委員

資料の2ページですが、失格基準の見直しの「1 現状と課題」の(2)で、国のほうとしましては、各地方公共団体に改定するように要請しますということで、長野県では予定価格の上限と下限を2%上げるという案ですが、近隣の都府県ではどういう状況になっているか、教えていただきたいと思います。

また、見直しの算定のフローについて、算定方法については何か基準があるのかというところを、説明いただければと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

国と同じように、中央公契連モデルの計算式というものを使っている自治体は、47 都道府県の中で 25 都道府県、53%ぐらいと聞いております。そのうち、中央公契連モデルより長野県のように高い団体というのは、47 都道府県中 13 団体あると聞いております。

算定基準のフローにつきましては長野県独自のものをございまして、最初に説明申し上げましたとおり、県の失格基準は応札額によって変動するというようなことをやっているのは、ほとんどないかと思えます。

○大窪委員

長野県よりも高い割合で上限と下限を引き上げている団体は 13 団体ということで、長野県は平均なのか、13 団体が上にあるということは低い状態なのか、そこが分からないので教えていただけますでしょうか。

○事務局

長野県では、国よりも 2.5%高い基準で運用しているのですが、先ほどの A3 の資料で説明したとおり、落札率の推移で見ると、ほぼ国や他の都道府県と一緒にぐらいということで、高くは設定しているのですが、長野県の落札率はそんなに高くないようになっております。

ほかの高く運用している、例えば長野県の近隣 8 県につきましては、このグラフの三角の線、一番上のグラフになりますが、平成 29 年度でいきますと 94.7%と高い数字のところもあるという状況でございます。

○大窪委員

このデータでご説明していただいたということですが、この 2%という数値は、県としては適当ということで案を出されているということですね。これ以上は、やはり適当ではないというお考えですね。

○事務局

説明いたしましたように、国が 2%上げたから長野県もただ 2%上げるというのではなくて、今の発注の案件の 98%が 2 億円以下の工事ということで、それらの工事を積算しまして、大体どのくらいになるかということで計算したところ、2%上がったという根拠をちゃんと持ってやっていますので、これ以上も行かないですし、妥当な数字であると考えております。

○大窪委員

ありがとうございました。

○碓井会長  
西村委員。

○西村委員

4ページの資料の出し方について、就業者数動向などに関しては、およそこういう方向性というのはいかなる産業でもありますので、建設業が特に顕著ではあるんでしょうけれども、これだけ出すとちょっと分からないということがありますので、全体の中でどのくらい建設業のみがおかしなことになっているのかという資料のほうが、どちらかという説得力があるかと思いました。

もう一つ、先ほどどなたか委員がおっしゃっていましたが、失格基準を改定した結果、ある程度以前よりも高い利潤が確保されるのであろうとは思いますが、それが実際品質低下を防止しているのかどうか、それから労働者の賃金にしっかり回っているのかということは、2ページ目の資料の「効果」というところでは、理論上そうであろうということではございませんので、実際にそのような効果が見られるのかどうかは、比較的長い時間で検証されて、その結果を、このような審議会でご報告いただければと思います。

○碓井会長

今お話のように、「効果」というのは期待している効果であって、本当にそうなるかどうかというのは、また後日お願いしたいということですね。

では、私から、最低制限価格と低入札価格調査の失格基準というのを、ごちゃ混ぜにした制度のように受け止めているのですが、つまり本来の低入札価格調査は個別的調査をするわけですね。その点ではそういうことをやらないわけだから、最低制限価格は変動はしているけれども、それと同じ機能を果たしている。この辺、県はどういう説明でしたか。

○事務局

最初に、地方自治法施行令の中では2種類のやり方があるということで、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を説明して、地方自治法でいいますと167条の10の1項が低入札価格調査制度、2項が最低制限価格制度ということで使い分けられています。適用の中では、低入札価格調査制度というのは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときという適用となっております。

一方の最低制限価格制度の適用というのが、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、特に必要があると認めるときに設定するものという、適用の方針が違いまして、長野県は低入札の調査はしないのですが、一応低入札価格調査制度の中の失格基準価格という、数字的判断基準を持ってやっているということと、昨年度から、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度の失格基準価格と、低入札価格調査制度の調査基準を同一にはいけないという通知が出て、総合評価のほうでは低入札をやる範囲と失格基準の範囲を分けたことがございまして、見方によったら数字的に判断するというので、最低制限価格制度に近いのかもしれませんが、法律的には低入札価格調査制度のほうを用い

ているということになります。

○碓井会長

吉野委員、何かコメントはありますか。

○吉野委員

私は、長野県の制度は全国的に見ても珍しいやり方だとは思いますが、やはり機能的には最低制限価格と同じだと、効果的にもそうだと、その価格以下だと落とすわけですから、私は同じだと思っております。

○碓井会長

というわけで、他にご発言はございますか。

それでは、いろいろご質問やご意見が出ましたけれども、この失格基準の見直しは適当ということではよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございました。

#### ウ 建設工事における WTO 案件の低入札価格調査基準の見直し

○碓井会長

続きまして、ウの「建設工事における WTO 案件の低入札価格調査基準の見直し」を取り上げたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料3、6ページをご覧くださいと思います。「建設工事における WTO 案件の低入札価格調査基準の見直し」についてでございます。

まず、「1 経緯」をご説明いたします。先ほどのご審議で説明をさせていただきましたとおり、国土交通省では、今年度から、建設工事における低入札価格調査基準を引き上げる改正は行われました。また、この改正に併せまして、調査対象工事における、特別重点調査の対象基準の改正も行われているところでございます。当県につきましては、昨年度に調査基準の見直しや、調査基準価格未満の者に対する技術提案点の補正について、改正を行ってきているところでございます。

「2 見直しの内容」をご説明させていただきます。当県では、4月から予定価格22億9,000万円以上の大型工事、WTO案件につきましては、予定価格の90%を下回った場合に、低入札価格の調査を行います。75%を下回った場合には、特別重点調査を実施するということとしておりますけれども、本年3月のこの国の改正に合わせまして、見直しを行うというものでございます。

まず、1つ目は、調査基準価格の見直しでございます。現行の90%を92%に引き上げる

ものでございます。2つ目は、特別重点調査の実施対象基準の見直しでございます。特別重点調査の実施対象基準につきましては、下の左側の表でございますが、こちらでご説明をさせていただきたいと思っております。こちらが現行の基準でございますが、工事価格、便宜的に予定価格と同義で説明をさせていただきますけれども、直接工事費、それから共通仮設費、現場管理費、一般管理費といったこれらの各費目を、積算して積み上げたものが予定価格というものになります。

この費目ごとに、表の右側の数値、例えば直接工事費ですと75%と表示してございますけれども、これらの数字を乗じて算出した値と、入札をいただいた入札書の入札価格、これの内訳書を確認いたしますが、それらの各費目の金額を比較して、各費目のいずれかが下回った場合に、調査対象となるといった仕組みでございます。

また、各費目の合計値である予定価格、こちらにつきましても、右側の数値、75%を乗じて算出した値と入札価格を比較いたしまして、下回った場合が調査対象となるといったものでございます。右側の表をご覧ください。こちらが国の改正に合わせて、各費目と予定価格に乗ずる各数値を見直すものでございます。

3つ目でございますが、調査基準価格未満の技術提案点の補正率の見直しでございます。技術提案点の補正につきましては、昨年の第1回の契約審議会のご審議をいただきまして、了解をいただいたところでございます。先ほどの(1)(2)でご説明いたしました調査基準価格等を見直しに伴いまして、改正が必要となったものでございます。

左下のグラフをご覧くださいと思います。こちらが現行のものでございますが、昨年6月に審議をいただきました補正率を、示すグラフとなっております。調査基準価格未満の場合につきましては、調査基準価格が現行では90%となっておりますけれども、その時点での補正率を1.0、それから、特別重点調査に該当する75%相当額の場合の補正率を0.5として傾きで表すグラフから、落札率に応じて補正率を求めまして、技術提案点を補正をしていくといったルールになっております。

右側のグラフをご覧くださいと思います。こちらが、調査基準価格92%の補正率が1.0、特別重点調査に該当するところを85%相当額の場合の補正率が0.5とした傾きによりまして、補正率を求めることとするものでございます。

「3 実施時期」でございますけれども、失格基準の見直しと合わせまして、8月の公告案件からの適用を予定しております。

説明は以上でございます。

#### ○碓井会長

それでは、ご質問やご意見がありましたら。

吉野委員。

#### ○吉野委員

確認的にお伺いしますけれども、WTO 案件ではロアリミット、つまり最低制限価格は使えないと思っておりますが、低入札価格調査制度は使えるのか確認です。

それで、県で行う低入札価格調査については、いわゆる失格基準は用いずに、個別に調査をするということよろしいでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

ご質問につきましては、まず、1つ目でございますけれども、WTO 案件での低入札の調査につきましては、可能ということでございます。それから、失格基準の適用でございますが、WTO 案件、一般競争に関しましては適用できないということでございます。

○吉野委員

この価格に該当したときは、個別に調査をするということによろしいですか。

○事務局

はい。個別に調査をするということになります。

○吉野委員

分かりました。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

湯本委員、お願いします。

○湯本委員

関連するのですが、あくまでこれは WTO 関連ということでありますので、国交省の今回の基準というのが基本になって、あまり県独自の判断というのはできないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。基本的にこれは、国の今回の改正に合わせて、見直しをさせていただいたというものでございます。

○碓井会長

私からプリミティブな質問ですが、この特別重点調査と普通の低入札価格調査との差異は、どこにあるのでしょうか。

○事務局

低入札価格調査制度と特別重点調査というものに関しましては、低入札価格調査につきましても、必要な調書等を出していただきまして、提出を求めるところで調書の内容等は確認するのですが、特別重点調査につきましては、より一層厳正に行うということで、提出をいただく調書の種類、それから中身に関しましても、全然グレードが異なっ



くるものとなっております。いわゆる通常といたしましょうか、低入札の調査に比較しますと、厳しい調査だと考えていただければよろしいかと思えます。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。特にご質問やご意見がほかにないようでしたら、この見直しは、適当ということではよろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは、この辺で10分ほど休憩をさせていただきます。よろしく申し上げます。

< 休 憩 >

## エ 建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行

○碓井会長

それでは、再開させていただきたいと思えます。

続きまして、エの「建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行について」を取り上げたいと思えます。

事務局から、まず、ご説明をお願いいたします。

○事務局

資料4、7ページをご覧ください。「建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行について」でございます。取組番号は、62番となります。

「1 現状と課題」についてです。建設企業は、地域のインフラの整備、維持管理はもとより、災害時の緊急対応等、地域の守り手として重要な役割を担っておりますが、高年齢層が多く、若手入職者が少ないため、担い手不足や専門技術の継承が困難となるなど、深刻な事態が想定されております。また、先ほどの説明にもありましたが、県内の建設業の1億円未満の企業の利益率が、非常に低いというような状況が続いております。

このため、地元企業がその役割を担い続けることができるよう、受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図るため、地域貢献度や地域精通度を評価する、総合評価落札方式の試行を行うものでございます。

試行の内容についてですが、工事实績や技術者要件等による評価ではなく、地域貢献度等による評価を行うものとしております。評価項目は、6項目としています。まず、②の地域貢献度についてですけれども、災害等の緊急な事案が発生した場合には、現場に近い業者に対応をお願いすることから、県の災害復旧工事の実績や、県の災害応急活動の実績、県の小規模補修当番への登録に加え、発注機関が定める地域貢献等の実績を評価するものでございます。また、発注機関が定める地域貢献等の実績につきましては、選択制としておりますが、地域の実情に応じた評価項目、例えば、豚コレラへの対応等を設定できることとしております。

③のところですが、災害発生時に早急に対応できる体制を整えている者を評価するもの

であり、ショベル系掘削機やブルドーザーなど、災害対応重機を保有する者を評価するものです。

④としまして、地域精通度として、対象工事現場の地形、地理等の地域条件や、地域住民に近い、地域に精通した者を評価するものであり、対象工事の近隣に本店を有する者等を評価するものです。対象工事箇所と同一の市町村を基本としますが、地域の実情に応じ、さらに細分化できることとしております。

⑤ですが、配置技術者として、主任技術者に若手技術者、40歳未満を配置する者を評価するものになります。

⑥ですが、施工体制として、受注機会の拡大を図るため、県発注工事の手持ち量により、減点評価をするものでございます。・

戻っていただきまして。①の工事成績についてですが、今の②以降の評価点を効果的に活かせるように、通常の実績評価に比べまして、工事成績点のウェイトを低くしております。「3 対象工事」としましては、土木一式工事の5,000万円未満及び、とび・土工・コンクリート工事の3,000万円未満の工事としております。「4 実施時期」につきましては、令和元年8月以降の公告案件から適用したいと考えております。

説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

湯本委員。

○湯本委員

地域貢献ということなんですけれども、これはおそらく10広域といいますか、10ブロックだと思うのですが、その中で、特にこの地域貢献度の中の応急関係については、結構地域の中で差があるというような認識なのでしょうか。以上です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今のお話にありました10広域を想定をしております。災害の発生件数等は、ご指摘のとおり地域により異なっておりますので、県内の10広域ごとに、該当件数には差が生じております。このため、発注機関によっては、加点項目に該当する対象業者数が少ないなど、本制度の試行が難しい地域もあるかと思われま。

そのような地域ごとの事情を考慮しまして、各発注機関で判断をいただき、発注していただくというようなことにしております。

以上です。

○碓井会長

よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。  
奥原委員。

○奥原委員

試行内容の中で、地域貢献度の「地域貢献等の実績を有する者」というところで、災害復旧工事であるとか、豚コレラ対策への対応ということで、今お話がありました。地域ごとに小規模工事をまとめる業者に、今、県で委託されていると思うんですけども、その実際に現場作業に対応した企業に評価を与えてくださるのか、まとめている業者に評価を与えてくださるのかそれを知りたいのが1点です。

あと、豚コレラ対策等で地域の企業にご案内するときに、何かしら全体的に公表して下さっているのか、県で決めた業者に委託されているのか教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、1点目のお話ですが、災害復旧工事につきましては、実績を有する者を評価することとしておりますので、実際に施工していただいた者を評価するという考えをしております。

2点目の豚コレラ等についてですが、協定を結んでおりますので、その協定を結んでいられる者をお願いをするような形になっております。

○奥原委員

小規模工事ですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

西村委員。

○西村委員

試行ということですので、例えば、何か典型的な地域のこれまでの発注状態から、これらの評価項目について、高得点を取れるような企業が何パーセントぐらいあるのかといったような、そういうシミュレーションみたいなものはされていますでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

具体的な案件を絞ってのシミュレーションというのは、現在してはおりませんが、今の総合評価の中でいきますと、工事实績ですとか、技術者の要件を評価するような項目になっておりますので、そういった評価項目ですと、受注ができない者もあります。そういった者が受注できる機会を拡大できるとすると、こういった評価項目、地域への貢献度を評価することで、そういった者が、加点を受けられる対象となるものと想定して、今回の項目を設定しております。

○碓井会長  
吉野委員。

○吉野委員  
今回の地域貢献等簡易型について、総合評価方式を活用するのは初めてだと思いますけれども、これまで受注希望型については総合評価落札方式をおやりになっていきますね。それで、今回の総合評価落札方式の導入の目的としては、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図るといのが目的になっていきますけれども、これまでの受注希望型の総合評価落札方式についてはどういう目的で、その効果がどのぐらい出ているかというのは、今どのように評価されていますか。その辺はいかがでしょうか。

○碓井会長  
事務局、お願いします。

○事務局  
県では、平成15年から指名競争入札を廃止しまして、全ての案件で一般競争入札、要件さえ合えば誰でも入札に参加できる方式を採用してきております。一般競争入札は、競争性を重視した入札制度である反面、工事箇所が会社の近隣であっても落札することができず、遠距離の工事を受注せざるを得ないという面を持っております。このため、地域精通度の高い方、地域の実情をよく知っている者ということで、地元に着目した企業を育てていこうということで、取組方針に盛り込んでおります。

競争性を重視してきたことと相反するため、なかなかその検討が進まなかったというのが実情にはなっておりますが、働き方関連法案が本年4月から施行され、猶予期間はあるものの、時間外労働の罰則付き上限規制が導入されており、働き方改革につながる取組として、県でも、今回の試行を導入することにいたしましたのでございます。

○事務局  
若干、今の答えに加えさせていただくと、前段の現在やっている総合評価につきましては、いわゆる価格と価格以外点ということで評価をさせて、その総合点が一番優れているものが落札できるという制度でございまして、これは品質確保の面で、それぞれ企業さんも努力しているところでの効果が上がっていることで考えております。

加えて今回の地域貢献型につきましては、特にこちらにありますとおり、③の災害対応の重機を持っている方ということで、従来の総合評価では、努力はしているんですけど

もなかなか落札に届かないということもございまして、特に地元で災害時に活躍されてる方、また、対応重機を持っている方、そちらについての評価を、今回の試行でやっていきたいという目的の中で、やらせていただくことを考えております。

以上でございます。

○碓井会長

吉野委員。

○吉野委員

今のお話を聞いていて、やはりこれまでの総合評価は、おそらく価格だけではない、それ以外の要素を含めた競争を重視すると。今回は、それよりももっとこういう要素を加えて、いろいろな面で企業の成長も図るということが入っているという特色があるということで理解してよろしいですか。

○事務局

はい。

○碓井会長

大窪委員。

○大窪委員

すみません、内容の質問ではなくて、数値の確認だけをお願いいたします。私の勘違いかもしれないのですが、この表の中の価格以外の評価点は6.75から7.75ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○碓井会長

これは足していけばいいんですか。

○大窪委員

足していけばいいです。ですから、価格点のところは92.25から93.25ですね。

○事務局

すみません。④の地域精通度のところですが、対象工事の近隣に本店を有する者と、上記以外で対象工事と同一市町村に本店を有する者という、2つ並んで記載があるかと思うのですが、その間が点線になっているかと思えます。これは両方ということではなくて、どちらかになりますので、それで計算をしていただければと思います。

○大窪委員

分かりました。そういうことであれば、それが理解できるように表をつくっていただければ。単純ミスかと思っておりました。すみません。

その価格以外の評価点を6%から7%で見るということが、適正なのかどうかということの説明はなかったように感じるので、もしあればお願いいたします。

○事務局

考え方としますと、簡易Ⅱ型と同じになっておりますが、配点としては、この配点でいかと考えてはおります。

○碓井会長

ご質問の趣旨は、価格以外の評価点のウエートをどうしてこういうふうにしたかということですが、事務局、どうぞ。例えば、今までの割合と同じようにしたとか、いろいろ理由はあるのかもしれませんが。

○事務局

今やっている簡易型というものが、大体最大で価格以外の要素を15点ぐらい含んでいるものです。今回地域精通度ということで、品質ですとかそういうところのウエートを少し落としていますので、大体半分ぐらいにしているという状況でございます。

○碓井会長

そうすると、今までの簡易型よりもウエートが下がっているということですね。ほかにいかがですか。西村委員。

○西村委員

教えていただきたいんですけども、県全体の政策の中で、こういう災害時にブルドーザーを出してくれる企業とか、そういう地域に貢献している企業をもっと奨励する、あるいは地域に貢献していない企業には、もっと貢献しようかと思ってもらえるような制度は、この入札関係で有利にさせてあげますというようなタイプのもの以外に、ほかにありますか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今、受注希望型で地域貢献等を評価する制度は試行されております。その中でも、災害対応ですとか、小規模工事の登録がある者というのを評価をしているものはあります。

今回の重機を所有する者を評価するものにつきましては、今までの制度の中では直接的な評価をしたものはないのですけれども、経営事項の審査の際には、重機を所有している者に加点がされておりますので、そういった意味では評価をされている形にはなっております。

○西村委員

確認ですけれども、こういう入札関係、発注系以外の場面では、そういうことの評価ができるような政策は、ないということではないでしょうか。

○事務局

すみません、そこまでのことは承知しておりません。

○碓井会長

要は、経営事項調査とおっしゃったことは、ランク制はやはり採用しているわけですね。そうすると、間接的には影響しているかもしれないということですね。直接は分かりませんが。

西村委員、どうですか。

○西村委員

県として、今後ものすごい大きな災害が、温暖化等であるだろうと、ほぼ確定的に来るだろうと言われている将来を考えると、大きな懸案だと思いますけれども、入札の条件を緩和することを介してこういう評価をするということは、非常に限られた効果しか持たないということで、既に研究で明らかになっております。

大局的な話になって申し訳ないのですが、今後、もしそういうことを県がお考えになるようであれば、別のルートを政策としてお考えになることが正論かと思いました。

以上です。

○碓井会長

柳澤委員。

○柳澤委員

この地域貢献等簡易型というのは、比較的中小の会社の保護といったら言い過ぎなのかもしれませんが、育成という意図はあるのだらうと思います。対象工事が土木一式工事、予定価格5,000万円以下、とび・土工・コンクリート工事が3,000万円という数字が一応区切られていますが、この数字が出てくるのにはどういう根拠があったのでしょうか。

それから、数字が5,000万円と3,000万円と同じではないわけですが、そこでも理由があるかと思うので、もしよろしければ教えてもらえればと思ひまして、質問させていただきます。

○事務局

この金額を設定した根拠ですが、地元企業の受注の機会の拡大を図ることを目的としておりまして、県発注工事の最小地域要件となる地域振興局単位以下の金額としております。その地域振興局単位以下の金額が、土木一式の場合だと5,000万円未満、とび・土工・コンクリート工事だと3,000万円未満ということで、この金額を設定させていただいております。

○碓井会長  
藏谷委員。

○藏谷委員

基本的に総合評価落札は、偏りつつあるという声も聞いておりますので、そういった意味では、振り子を振りすぎたのを戻すということで、大変ありがたい制度だと思います。

2つ教えてください。1つは、各振興局、建設事務所含めてどのくらいの数を発注予定ですか。2つ目は、細かいことですが、①の工事成績の最高工事成績点や工事成績点ですが、それはそれぞれの発注機関の前年度の同種工事の実績でよろしいのか、どれを意味されているのかが曖昧なので教えてもらいたい。それから⑥の施工体制で、発注工事の手持ち工事量があると減点されますが、これは当該工事の公告のときにまだ引き渡しをしないで持っているという、そのタイム的なものを確認で教えてください。細かいことすみません。

○事務局

1つ目の発注件数の想定ですが、本方式は県内を地域振興局単位 10 ブロックに分割して、工事箇所と同一のブロックに会社が所有する者が入札参加できるのを基本としております。工事箇所と会社の所在地が同一市町村であれば、加点評価することとして、さらに旧市町村単位など、細分化して加点評価することもできるようにしておりますので、工事現場に近いところに所在する会社を加点評価することによって、地元企業が落札しやすいようにというふうに考えております。

発注件数につきましては、発注機関の判断にもよりますが、管内の業者の公平性を保つためにも、各市町村で1件程度発注することが望ましいと考えております。しかし、予算の関係ですとか、工事箇所の規模、あと内容等の関係もあるため、どの程度発注できるかは、現時点では分からないというのが正直なところです。まず、複数件発注していただいて、入札動向や業界の意見を聞きながら、試行を検討してまいりたいと考えております。

2点目の、工事の成績点につきましては、その企業が持っている2年間の平均点を評価することとして考えております。

○藏谷委員

最高工事成績点については、これも全入札者の2年間の平均点の中での最高ですか。

○事務局

これも通常と同じで、過去2年で、5件以上ない場合は4年という形を取らせていただきたいと思います。

○藏谷委員

これは、職種は関係ないのですか。とび・土工とか、土木一式とか舗装とか、そうではなくてですか。



○事務局

とび・土工は、それに限定をさせていただいておりますが、土木一式は全てになります。

○蔵谷委員

舗装はどうですか。

○事務局

今回、舗装は対象工事にはしておりませんので、対象外となります。

○蔵谷委員

⑥の施工体制は。

○事務局

手持ち工事量につきましては、公告時点での工事量と考えております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

では私から。この方式を導入した場合に、どの程度か分かりませんが、今まで下請けとして携わっていた事業者が元請けとしてできるということが想定されると、そう理解していいのですか、そうではないのですか。

○事務局

そういうことがあり得るというふうに、想定しております。

○碓井会長

分かりました。

ほかに何かございますか。大窪委員。

○大窪委員

先ほどから聞いていて、試行されればいいと思うのですが、一つ一つの数値に根拠が薄いというのが実感です。ですので、できるだけシミュレーションをしていただき、実際に過去のデータはありますし、そのデータに基づいて業者にアンケートを取るなどして、数値としてやはり根拠のあるもので試行していただく、そういう案を審議するところをやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。難しいかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○事務局

説明が不足している部分もあって申し訳ありません。個別案件としてシミュレーションをしたというものは無いのですが、例えば、災害重機を保有する者でいきますと、県内に本店がある者が2,364者あるのですが、そのうち1,225者、約半数の51.8%程度の方が保

有をしているという形になっております。

あと、地域ごとのバランスは異なりますが、災害応急活動や災害復旧工事も件数はあるような状況ですので、年度によって違いは出てしまうのですが、災害等についてはそういう状況です。そういった地域バランスを抜きにすると、それなりに評価をできる地域が多いということで、全く何もないというわけではありません。説明が不足していて申し訳ありません。

○碓井会長

他に何か。これは試行ということで、試みでございますので、先ほどからありますように、この試行の結果については、またご報告をいただく機会を設けていただければと思います。

これで了承するというところでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

以上で、審議事項が終わりました。

## (2) 報告事項

### ア 入札参加資格の登録等の状況

(7) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の状況

(4) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況

(7) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

○碓井会長

次は、報告事項に入ります。

アの「入札参加資格の登録等の状況」でございますが、事務局からお願いいたします。

○事務局

これから、報告事項アの「入札参加資格の登録等の状況」、取組番号 20 番等についてご説明申し上げます。

まず、資料の 8 ページをご覧ください。参加資格の関係につきましては、会計局と、建設部、林務部から説明させていただきます。まず、資料 5-1 としまして、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」に関する参加資格の状況ということで、会計局契約・検査課より説明をさせていただきます。

この製造の請負等 3 契約の入札参加資格の申請につきましては、通年で受け付けをしているものでございます。このうち、今回の平成 31・32 年度の 2 か年の参加資格の定期審査を昨年 12 月から行ってございまして、今回、4 月 1 日付で資格の付与を行いました。

それぞれの資格の付与状況につきましては、資料の項目 1 の「製造の請負等 3 契約の入札参加資格登録者数」でお示ししてございます。4 月 1 日付の登録者につきましては、契約の種類が 3 つありますが、まず、印刷や被服作成などを行う製造の請負、物件の買入れ、清掃・警備等委託についてその他の契約、それぞれ 3 つ分かれておりますが、登録の状況

は、ご覧のとおりでございます。

契約の種類につきましては、登録している業者が重複している部分もございますので、実際の登録事業者の実数につきましては、一番下段に示してございますとおり、全体2,544者。県内に本店を有する者につきましては、半数ほどの1,326者になっておりまして、前回の同じ時期の定期審査のときよりも、2.9%ほど増えている状況でございます。

また、県内の事業者に対しましては、「信州企業評価項目」という加点状況がありまして、そちらを下段の2にまとめてございます。前回まで、「その他の審査項目」として加点したのですが、今回から「信州企業評価項目」という名称になっております。こちらは、最近の働き方改革等に対応して、4項目めの労働環境の中の「社員の子育て応援宣言」を行っている企業などは伸びております。また全体的には、おおむね前年並みの登録がなされていると認識しております。

契約・検査課からは、以上でございます。

#### ○事務局

9ページ、資料 5-2「建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況」について説明させていただきます。

建設工事の参加資格につきましては、その新客観点数の加点項目、配点について、昨年度の審議会でのご審議をいただき、本年1月より、申請の受け付けと審査を開始しました。そして、この5月の1日に入札参加資格と、資格総合点数の付与を行ったところです。

入札参加資格の登録者数について、1の表をご覧いただきたいと思います。建設工事、建設コンサルタント等とともに、全体と県内本店の登録者数について、前回登録時との比較を行っております。まず、建設工事についてですけれども、全体で3,016者と、前回に比べ3%の減、県内本店企業に関しては2,364者、2.8%の減となっております。また、建設コンサルタント等につきましては、全体で774者、前回比4.7%の減、県内本店で339者、6.4%の減となっております。

続きまして、2の表が、建設工事の県内本店企業に対する新客観点数の加点状況をまとめたものです。それぞれの加点項目と配点、また加点を受けた企業数とその割合、また前回登録時の加点者割合との比較について、ご覧いただくとおりですけれども、加点者の割合の伸びが多いのは、中ほどより下、大きい分類でいいますと、労働環境の中の「社員の子育て応援宣言」、こちらが前回比4.4ポイントの伸びとなっております。また、同じく労働環境の中の週休2日等の休業制度の就業規則への規定についても、4週6休相当で3.6ポイント、4週8休相当で1.3ポイントの伸びとなっております。

また、地域貢献の中の協力雇用主登録についても、1.9ポイント伸びとなっております。こちらのほうは、前回の資格付与のときからの新客観点数の項目に加点した項目でありまして、今回この加点が2回目を迎えたというところで、徐々に浸透が広がっているのではないかと考えております。

私からの説明は、以上になります。

#### ○事務局

引き続きまして、資料の10ページ、5-3について説明させていただきます。

「森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況」については、昨年度の審議会で御審議いただき、平成31年1月より申請を受け付け、審査を行い、この5月1日に入札参加資格と、資格総合点数の付与を行ったところです。

入札参加資格の登録者数については、1番の表を御覧ください。前回228者が今回208者、8.8%の減となっております。

続きまして、森林整備業務の新客観的事項の加点状況を、2番の表にまとめております。それぞれの加点項目で加点を得た事業者数とその割合、前回登録時の加点割合と比較を行っております。加点者の割合の伸びが大きいものは、2行目の「直営能力」の中の「林業機械所有及びリース台数」で、前回比3.8ポイントの伸び、中ほどの「労働安全」の「林災協（林業・木材製造業労働災害防止協会）への加入」が、前回比4.0ポイントの伸び、あと「労働環境」の中の「週休2日等の休業制度の就業規則への規定」についても、4週6休相当で8.1ポイント、4週8休相当で1.1ポイントの伸びとなっております。

説明については、以上です。

#### ○碓井会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料5-1から5-3までのご報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

#### ○湯本委員

9ページの関係ですが、特に労働環境のところ、全国的な状況が分からないのですが、県内の状況を見ると、特に女性主任技術者雇用というのは非常に高い数字だというのは分かるのですが、その下にある「育児・介護休業の取得」になると、一気に下がってしまいます。これは、まだまだその現場の中では厳しいという状況だと理解をされているのかということですが、そんな中、県もだいたい施策としても女性の活躍ということをうたっているので、やはりそこについては今後、建設業だけではないのですが、ぜひその辺も進めてもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○碓井会長

これは承っておくということで、よろしいですか。

#### ○事務局

建設工事の入札制度における、女性が活躍できる環境づくりというものに向けた取組としましては、今回ご説明しました新客観点数の「育児・介護休業の取得」のほかに、総合評価落札方式における技術者の工事成績や、同種工事の過去の実績というものを評価する評価対象期間の中に、産前産後休業ですとか、育児休業を取得されて仕事ができなかった期間がある場合は、その休業期間に相当する期間をさかのぼって評価対象期間に加えてということ、今、行っているところです。

それ以外に、またさらなる施策や発信方法については、建設業協会の女性部会、あるい

は青年部会、また関係する部局などとの意見交換等を行いつつ、検討してまいりたいと考えます。

○碓井会長

どうぞよろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。堀越委員。

○堀越委員

森林整備業務の関係ですが、登録者数が、他の入札参加資格登録者数よりも、絶対数がどちらかというところ少ない位置にあるのかと思っています。そういう中で、前回よりも減少した理由と、入札参加資格に登録できる点数が何点以上なのか教えていただきたいんですが。

○事務局

まず、今回大きく減少した理由ということですが、今回というよりも、平成16年の417者の登録をピークに、ほぼ2年刻みで登録のたびに減少しております。主な理由は、発注の事業費が大きく減少してきていること、もう一つは、当時、建設業の方が多く登録されたのですが、技術的なこと、現場条件の厳しさなどで、それほど利益が大きく出なかったのではなかったかと思われまます。現状でも、応札される方が少なく、この約200者中、応札しているのは4分の1程度になっておりますので、今後も減少していくと思われまます。

もう一つの、何点まで登録できるかということですが、特に点数による下限というものは設けておりません。一定の条件が整えば、点数の低い事業者でも登録できることとなっております。以上です。

○堀越委員

応札が実際に登録者数の4分の1ぐらいということなのですが、森林整備については、やはり今後もきちんとしていかなくてはならない部分で、その辺はどういうふうに対策をしていくかということは、検討する必要があるかと思っています。

それから、ちょっと聞き取れなかったのですが、最初のご説明で事業費が何とかとおっしゃったのですが、そこのところをお願いします。

○事務局

事業費が大幅に減少したということです。おおむねですが、最大で20億円ありましたものが、昨年度ですと2億円に減少しております。ただ、これにつきましては入札にかけているものが減少しているということで、別途補助事業で実施しているものもありますので、県全体の森林整備ができていないというわけではありません。入札にかけているものが減少してきているということです。以上です。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。大窪委員。

○大窪委員

やはり森林整備の業務についての質問ですが、今お話のありました入札参加の資格登録者数が減っているということですが、県内は広いので、地域によって何か差があるかどうか教えていただきたいです。お願いします。

○事務局

県内の差ということですが、やはり森林整備業務の発注が多いところ、あと森林整備業務に対して熱心な地域というものがあります。例えば、佐久や上田、上伊那、南信州といった地域については、応札がありますし、それなりの登録者数があります。逆に登録者数や応札が少ないところとしては、北信や諏訪、木曾、松本などで応札が少なく苦勞しております。そういった地域性は出ております。以上です。

○大窪委員

ありがとうございます。何かその地域性を生む理由などはお分かりでしょうか。

○事務局

一概には言えないのですが、例えば、木曾ですと国有林の発注が大きく影響しております。そちらで規模が大きい発注が出ますと、労務がそちらに引っ張られてしまうといった理由など、他の地域も、それぞれの理由があると思われまます。

○大窪委員

ありがとうございました。

○碓井会長

他に何かありますか。よろしゅうございますか。

それでは、5-1 から 5-3 の入札参加資格の登録等の状況についてのご報告を、承ったということにさせていただきたいと思ひます。

## イ 今年度審議予定項目

○碓井会長

それでは、次の報告事項、今年度審議予定項目につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

11 ページの資料6をご覧ください。今年度の審議予定項目についてでございます。これにつきましては、毎年度第1回目の審議会でご報告させていただいているものでございます。ここに記載の内容は、取組方針の今後検討を進める取組のうち、今年度重点的に進め

るものですか、以前にお諮りした内容の実施状況を報告するというもので、本年度の審議と報告の予定を記載しているものでございます。表は、取組番号順になっております。

主な項目についてご説明します。16番ですけれども、建設工事における失格基準の見直し、建設工事におけるWTO案件の低入札価格調査基準の見直しということで、本日審議していただいた内容でございます。

18番は清掃業務・警備業務の最低制限価格等の算定に用いる最低制限日額の改定について、報告させていただきたいと考えております。また、28番、37番にも関連いたしますけれども、平成30年度の清掃・警備業務における、複数年契約の実施状況について報告させていただきたいと考えております。

下に行きまして、62番、建設工事における総合評価落札方式、地域貢献等簡易型ということで、本日審議いただいた内容でございます。先ほどの説明にもありましたけれども、本日の審議により、取組方針の未着手となっております3項目のうちの一つが、着手されるということになりました。

68番は、登録基幹技能者の配置を評価する総合評価落札方式ということで、実施状況につきまして報告させていただきたいと考えております。

75番は、適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式の試行につきましては、引き続き本年度も実施しておりますので、実施状況について、報告させていただきたいと考えております。

76番は、今年度も清掃・警備業務等の賃金実態調査を実施しておりますので、状況を報告させていただきたいと考えております。

一番下の入札参加資格の登録等の状況につきましては、本日報告させていただきました内容でございます。

資料の説明は以上でございます。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今ご報告いただきました今年度審議予定項目について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

これは審議するという意味では、ここにある項目を丸のみするという趣旨ではないので、例えば、契約期間を複数年にする対象業務の拡大の検討とありますが、拡大するということを今日審議したわけではなく、検討するというだけでございました。よろしゅうございましょうか。

それでは、この予定項目を承ったということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

これで、一応項目として掲げられていることにつきましては審議し、報告も済んだと思っておりますが、何かほかにも皆様からご発言がありましたら、お願いいたします。

湯本委員。

#### ○湯本委員

先ほど事務局からも若干話が出ておりました働き方改革関連法に関わる労基法の改正の関係ですが、特に建設業の関わる皆さんについては、5年間猶予期間ということではある

のですが、非常に今、過労死など建設業の方が多く、ぜひこの猶予期間であっても、建設工事に関わる適正な工期期間のガイドラインというものが国交省から出されていますので、やはりその点はしっかり注視を取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○碓井会長

よろしくお願いたします。

奥原委員。

○奥原委員

最初の前回審議会の主な意見のところ発言させていただくべきだったかと思うのですが、キャリアアップシステムの活用を、国を挙げて推進していただいているところで、県としても取り組んでいただいているところですが、3つ、お伺いとお願です。1つお伺いが、県内の登録者数が分かれば教えていただきたいこと。2つ目に、全国的に登録件数が当初予定より少ないと伺っているのですが、管轄する登録窓口が、県内では4カ所あると伺っています。一人親方まで登録していただけるよう、周知徹底していただければと思います。

もう一つが、県としてその一人親方もキャリアアップシステムに登録していただいて、技能者にとっても、企業にとっても、評価されて、入札参加の受注機会が増やせるような制度になるように推進していただければと思います。以上です。

○碓井会長

2番目は質問でしょうか。

○奥原委員

1番目は数を教えていただきたいのと、あとの2つがお願です。

○碓井会長

では、事務局。

○事務局

現在の県内の働く皆さんのキャリアアップの登録状況ですけれども、そちらについては、申し訳ございません、今、把握している数字がございません。

それから、登録窓口の周知徹底と促進については、業界の中の会合・会議、あるいは建設業の皆さんに対する法令遵守研修会など、集まって話をする機会がありますので、そういう機会を捉えて周知、または広報してまいりたいと思います。

○奥原委員

今後、登録者数の推移が分かれば、また分かった時点で教えていただければありがたいです。お願いたします。



○碓井会長  
藏谷委員。

○藏谷委員

長野県は分かりませんが、全国で5月の中旬で3万人です。1年間の目標が100万人、到底無理でしょう。ですから、振興基金のソフトの受け皿が間に合っていない、それが一つでしょう。5年間で380万人の技能者を全員加入するという大きな命題があるのですが、ここだけの話ですが、少し風呂敷が大きいかと思っています。

ただ、国交省を含めて、インセンティブに関しては建設業協会もお願いしているところで、今のところはノーアンサー、考えていませんと言っていますが、いずれはおやりになると思います。

○碓井会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、他にないようでしたら、この辺で終わらせていただきます。これから暑くなりますので、皆様もお体にお気を付けていただきたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

これからは、事務局でお願いいたします。

#### 4 その他

○井上企画幹

碓井会長、ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議、誠にありがとうございました。

では、次第「4 その他」でございます。事務局からですが、次回の第2回契約審議会の関係でございます。2回、日程確認のメールを送っているところですが、現在、日程調整させていただいております。決まり次第、また担当からご連絡を差し上げたいと思っております。一応9月ごろを目途としておりますので、ご予約をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 5 閉会

○井上企画幹

最後に委員の皆様から、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(了)